

IV. 韓国における警備業の現状

1. 警備業の現状

韓国に近代的意味での民間警備が導入されたのは、朝鮮戦争直後である 1950 年代の初期であった。すなわち、駐韓米軍における宿舎等の警備がそのはじまりであると言われている。その後、安全保障の状況から国家重要施設の警備のため、1962 年に、日本の「請願巡査」制度をモデルにした「請願警察」制度を導入する請願警察法が制定された。1973 年には請願警察法が全面的に改正されると共に、1976 年に用役警備業法が制定され、韓国における民間警備制度が始まった。

請願警察は正式な警察官ではない。施設内における不審検問権と武器の携帯・使用権など、警察官職務執行法に基づく警察官の職務を遂行する点で、警察官に準ずる権限を持っているが、損害賠償などについては個人の責任となる民間人である。請願警察制度は、予算の少なかった当時の社会状況において、国家予算を使わず、国家重要施設の経費でもって当該施設の警備を高めることのできるメリットがあった。一方、用役警備制度も民間組織の活用という警察制度上の変化と行政改革という波に乗って成長してきた。

このような韓国の警備業は、1980 年代以降、ソウル・アジア大会(1986 年)やソウル・オリンピック(1988 年)、そして大田・万博など、国際的な行事の警備活動に参加してその存在をアピールし、民間警備に対する国民の意識を高めた。しかしながら、1990 年代の末に直面した国家的な経済危機により、警備業も大きな危機に陥ることになった。とりわけ、企業のリストラ等により退職した社員が警備業に多く進出した結果、この 3~4 年間に警備業者数がほぼ倍増した。そして、これが過剰競争を生み、ダンピングの問題を招いていると言われている。

1995 年用役警備業法の改正によってその業務領域が拡大されるようになり、請願警察制より用役警備を選好する傾向が現れ始めた。1999 年に行われた第 7 次の法改正では、用役警備業法を警備業法に名称も変えられた。

さらに、仁川国際空港の開港(2001 年 3 月)の前に改めて法改正をし、同年 4 月警備業法の第 8 次改正によって特殊警備制度を導入することになった。特殊警備制度は「民間人の身分で国家重要施設を警備する」という点では、既存の請願警察制と類似な制度である。その結果、韓国には似たような二つの制度が並存するようになった。

ア 警備業者数

韓国の警備業者数は、2002年6月基準で2,000社を突破した。1978年には警備業者数は10社であった。警備業者数の推移を以下に示す。

警備業者数及び増加推移

(2002.6.30.現在、単位：社)

区分	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
業者数	975	1,151	1,375	1,707	1,882	1,929	2,022
増加数	—	176	224	332	175	47	93

資料：「警察白書」2000年、2001年、2002年度

警備業者について、韓国では許可制をとり、警備業を営もうとする者は、主事務所を管轄する地方警察庁(日本の都道府県警察本部にあたる)の許可を受けなければならない。しかも、その許可は、警備業の種類に従い個々に受けなければならない。例えば、施設警備を営んでいる企業が特殊警備を新たに営みたい場合は、施設警備の許可とは別に特殊警備の許可をも受けなければならない。以下に、種別ごとの警備業者数を示す(重複して許可を得ている事業者がいるため、総計は2,022にはなっていない)。

韓国警備業の許可現況

(2002.6.30現在)

警備業の種類	業者数(社)
施設警備	1,933
護送警備	53
身辺保護警備	173
機械警備	143
特殊警備	25
計	2,327

資料：朴 秉植「韓国における警備業の現状及び問題点」Security Time,2002年10月号

イ 警備員数

警備業者数の増加と共に、警備員数も10万人程度まで増加している。男女比率の面をみると、99%以上が男性であり、女性の場合は特定の身辺保護警備の分野を中心としている。

警備員数及び増加推移

(2002. 6. 30. 現在、単位：人)

区分	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年
警備員数	52,489	62,419	52,343	71,481	81,618	97,117	97,656
増加数	—	9,930	-10,076	19,138	10,137	15,499	539

資料：「警察白書」2000年、2001年、2002年度

ウ 警備業務の種類

韓国では警備業法では、以下の5つに警備業が区分されている。

■施設警備

国家重要施設、産業施設、公共施設など警備を必要とする施設及び場所における盗難、火災、その他混雑等による危険発生を防止する業務。韓国における施設警備は、原則的には「常駐警備」をさす。雑踏警備の「行事場警備」も施設警備の概念に含まれるが、機械警備は含まれない。2001年の法改正で、施設警備から「機械警備」を分離した結果、施設警備と言え、マン・パワーによる警備を指すことになった。

警備業全体において施設警備業が占めている割合が最も高い。千人を超える警備員を抱えている大企業もあるが、ほとんどが50人以下の零細企業であり、ダンピングの問題のもとになっていると言われている。

■護送警備

運搬中である現金・有価証券・貴金属・商品その他の物件に対する盗難・火災など危険発生を防止する業務。

核燃料などの運搬までは行われていない。国内金融機関らが出資して設立した「韓国金融安全」やアメリカから進出した「ブリンクス・コリア」などの企業が大手であるが、全体的にみて市場規模は大きくない。金融機関が警備業者に委託せず、自社の職員を使って現金を運送することが多い。強盗に襲われ、銀行員が死亡する事件が何回も発生し、警察庁は警備業者を使うよう指導している。

■身辺保護業務

人の生命や身体に対する危害の発生を防止し、その身辺を保護する業務。

身辺保護警備は「ボディガード」のこと。工場や病院などで組合ストを鎮圧したり、再開発現場や環境保護運動の現場で住民と激突するケースが起きたことで、社会問題を引き起こしている。

■機械警備

警備対象施設に設置してある機器によって感知・送信された情報をその警備対象施設以外の場所に設置した管制施設の機器に受信して盗難・火災など危険発生を防止する業務。

機械警備は警備業の中で最も進歩している分野であり、常駐警備から機械警備へ転換しつつある。最近、小規模な機械警備業者を吸収・合併（M&A）する動きがあり、これから韓国の機械警備業界は徐々に寡占状態になっていくだろうと予想されている。韓国の大手機械警備業者は資本や技術について外国の企業と協力する形をとっている。例えば、最大手である三星グループ系列のエスワン（S1）は日本のセコムとの合併で設立された。ケプス（CAPS）は1997年末から始まった外貨危機の最中にアメリカのタイコ（TYCO）グループに売却された。また、SOK（旧「汎亜総合警備」）は日本の総合警備保障（SOK）の傘下である。2001年には、180年の歴史を誇るイギリスのCHUBB社が韓国に進出し、チャップ（Chubb）・コリアを設立した。

韓国の機械警備は二つの大きな問題を抱えている。誤報多発の問題と即応体制の構築不備の問題である。そこで、2001年の警備業法の改正において、機械警備を施設警備から分離して許可基準が強化された。また、誤報問題については、アメリカ一部の州で実施されている警察の出動拒否制度や罰金制度の導入の意見があったが、誤報概念の定義づけが警察と業者の間で異なること、誤報か否かの確定が非常に難しいという理由で見送られた。その代わりに、誤報発生 of の最も大きい原因である顧客のミスを減らすべく、機械警備業者に契約相手方への説明を義務付けると共に、誤報が発生した場合に取った措置の記録維持と適正な機器管理義務を新設した（警備業法、第9条）。

機械警備業者の中には、非常センサーが鳴っても出動などの対応をせず、即応体制を整えていない会社が多いことが問題視されていた。そこで、警報を受信した際に、現場へ急行し、事実を確認できる即応体制を整備する義務を新設した（警備業法、第8条）。

■特殊警備

空港(航空機を含む)など大統領令が定める国家重要施設(以下“国家重要施設”とする)の警備及び盗難・火災その他の危険発生を防止する業務。

特殊警備は、2001年の警備業法の改正により新設された制度である。国家重要

施設は国家情報院長が指定するが、重要度により 4 段階に分けられている。法改正以前は、請願警察法により国家重要施設には請願警察しか投入できなかった。2002 年 6 月 30 日現在、437 ヶ所の国家重要施設の 329 ヶ所に 6,480 人の請願警察が勤めている。

国家重要施設と請願警察の現状

(2002. 6. 30. 現在)

	計	1 級	2 級	3 級
計	437	118	137	182
警察責任地域	184	43	63	78
軍責任地域	253	75	74	104
請願警察配置個所	329(6,480 人)	97(3,607 人)	115(1,701 人)	117(1,172 人)

資料：朴 秉植「韓国における警備業の現状及び問題点」Security Time,2002年10月号

2001 年の警備業法の改正により、請願警察のみならず国家重要施設の警備を担当できる特殊警備員制度を導入した。既に、大勢の特殊警備員が空港に投入されており、仁川国際空港だけでも 1,584 人の特殊警備員が庁舎と外周の警備や保安検査に従事している。

特殊警備業者には、以下の義務がある。（警備業法、第 7 条）

- ・特殊警備業務を開始・終了する際は主務官庁に申告しなければならない。
- ・警備業者が倒産すると警備に空白が生じる可能性がある。そのため、警備を代行する業者をあらかじめ指定しておき、想定した事態になれば代行業者はその警備を継承しなければならない。

また、特殊警備員にも、以下の義務が定められている。（警備業法、第 15 条）

- ・職務を遂行するに当たって施設主・管轄警察署長及び所属上司の職務上命令に従わなければならない。
- ・所属上司の許可または正当な事由なしに警備区域から離れてはいけない。
- ・ストとその他の警備業務の正常的な運営を阻害する一切の争議行為をしてはならない。
- ・武器を携帯して警備業務を遂行する場合には、武器の安全使用守則を守らなければならない。

エ 市場規模

韓国警備業における全体の市場規模についての統計はない。一般的に言われている市場規模は、約 2 兆ウォン(約 2,000 億円)である。

オ 警備業団体（警備業協会）の有無及びその主たる業務

民間警備業の成長と共に、1976 年に制定された用役警備業法には、社団法人として警備協会を設立することが規定されていた。そして、1978 年 9 月 21 日、10 社から成る社団法人「韓国用役警備協会」が設立され、現在に至っている(1997 年、法律名を「警備業法」に改めたため、協会名も「韓国用役警備協会」から「韓国警備協会」に変わった)。

■警備協会の設立目的

警備業法の第 22 条によると、警備業者は警備業務の健全な発展と警備員の資質向上及び教育訓練などのために、大統領令が定めることによって警備協会を設立することができるし、協会は法人にすると定められている。

■警備協会の業務

- 警備業務の研究
- 警備員教育・訓練及びその研究
- 警備員の厚生・福祉に関する事項
- 警備診断に関する事項 /等

■共済事業

警備協会は警備業法、第 26 条の規定による警備業者の損害賠償責任を保障するために、大統領令が定めることによって共済事業することができる（警備業法 第 23 条）。また、共済事業を行う場合には、共済規定を制定しなければならない。

共済規定には共済事業の範囲、共済契約の内容、共済金、共済料及び共済金の責任準備金など、共済事業の運営に関する必要な事項を定めなければならない。

このような業務と事業を行っている警備協会は、現在約 1,800 社以上の警備業者が加入しており、全国的に 9 つの支部がある。警備業の急成長と共に、外形的には大きな組織になっているにもかかわらず、業務の内容の面では発展してきた警備業に相応しくないと問題点を指摘する声もある。

2. 警備業、警備員に関する法令、規制等の状況

(1) 警備業関連法令

韓国における民間警備制度については、1976年に用役警備業法が制定された。1995年用役警備業法の改正によってその業務領域が拡大されるようになった。1999年に行われた第7次の法改正では、用役警備業法を警備業法に名称も変えられた。さらに、仁川国際空港の開港(2001年3月)の前に改めて法改正をし、同年4月警備業法の第8次改正によって特殊警備制度を導入することになった。

以下に警備業法の改正のポイントについてまとめる。

■ 警備業者の兼業禁止(警備業法、第7条第8項)

改正された警備業法の内容の中では、警備業者の兼業禁止の条項は最も重要な争点と言われている。第8項には、「警備業者はこの法による警備業以外の営業をしてはいけない」という新設規定がある。警備業、特に武器使用を許容した特殊警備業の重要性と公共性を強調するために、警備業者は警備業だけに専念するように規定したと考えられるが、現実的には、数多くの警備業者は住宅管理または衛生関連業などを兼営しているために問題になっている。それと共に、改正の警備業法には他営業の兼営に関する経過措置まで明文化して兼営の時限を新法の施行日から1年に定めているため、今まで他営業を並行してきた警備業者は法定時限内に他の事業を整理することができるかどうか、または警備業をやめて他の事業に専念するかが注目されている。

■ 対応体制の未完備(警備業法、第8条)

改正された新法では、機械警備業務を従来の申告制から許可制の方に転換し、第8条に対応体制と誤警報防止のための二つの条項を新設した。機械警備業務は人力警備と共に施設警備における一つの方法でしか取り扱われなかったため、対応措置に関する義務などは規定されていなかった。その結果、警備対象施設に関する警報を受信しても遅れて対応したり、出勤さえしないまま警察に依存するなど不当な事例がなかったわけでもない。したがって、警備業法の第8条には、迅速な対応措置と共に対応体制を備えるようにし、同法の施行令、第7条には「警報を受信してから、遅くとも25分以内には到着」させることができる対応体制を備えるようにした。

このような機械警備業者の対応体制は、必要不可欠な義務事項であると言えるが、ただし、現行法には次のような二つの問題点がある。まず、警察との連携体制、または機械警備の役割の限界が明確ではない。韓国の警備業法は全般的に警察の指

導・監督部分は比較的細かく規定してあるが、役割分担とか協力体系に関してはまだ明確ではない。次に、対応体制を未備した際の罰則規定がない。すなわち、25分以内に到着させなかったことに対する罰則、あるいは不利益は何であるのか。警備業法、第9条の誤警報防止のための義務違反には過怠料が賦課されるが、対応体制未備、あるいは不履行にはいかなる罰則もない。

■特殊警備員制度(警備業法、第14条)

改正された新法では、特殊警備員制度が取り入れられた。その背景については、様々な理由が挙げられる。まず、請願警察の給料より低い警備員を使うことによって予算と経費を節減しようとする狙い。次に、民間企業の機械警備システムを導入した効率的な警備の実現。さらに、請願警察という自主警備を警備会社へアウトソーシングする民営化の流れである。特殊警備の最も大きい意義は、警備業が担ってきた役割とエリアが「治安維持」から「国家安保」へ広がったという点にある。特殊警備制度の導入は、仁川(Incheon)国際空港の開港が絡んでいる。空港側建設交通部(日本の国土交通省)は、空港の警備と搭乗・手荷物の安全検査権を特殊警備員に与え、昨年4月7日航空法を改正した。

■特殊警備員の武器携帯の問題(警備業法、第14条第3項～第9項)

今回の警備業法の改正案がまとまるのに2年余りの時間がかかった主要な原因は、特殊警備員の武器携帯問題が争点となったからである。改正前の、この問題を巡る論議の内容を要約してみると次の通り。

まず、賛成論者の論理的根拠からみてみると、第1に、国家重要施設を効率的に防護するためには、特殊警備員の武器携帯が必要。特殊警備制度は、現在請願警察が担当している国家重要施設の警備を専門機械警備システムの構築が可能な民間専門警備業者の特殊警備員に任せることになるため、効率的な防護のためには現行請願警察と同一な水準の防護手段が必要である。なぜならば、原子力発電所のような国家重要施設は国家安保と直結しているため、防護上において必要なあらゆる手段をとるべきである。第2に、特殊警備員の銃器の誤濫用によって予想される国民の基本権侵害を防ぐために、改正法律案では法律かつ制度的に十分な安全措施を備えている。警備業法の改正案、第14条(特殊警備員の職務及び武器使用など)には、特殊警備員の銃器携帯を勤務地域内と勤務中に厳格に制限している。そして、第10条(特殊警備員の欠格事由)、第13条(特殊警備員の教育訓練)、第18条(特殊警備員の配置及び申告)、第24条(特殊警備員の指揮・監督)、第28条(特殊警備員の

罰則)などでは、法律的に特殊警備員に対する事前の教育訓練と国家公務員法の服務規定を準用するようしており、刑法上の公務員犯罪規定を警察と請願警察の水準で準用するようしているため、銃器の誤濫用によって予想される国民の被害を根本的に遮断する法的かつ制度的安全措置を十分に備えている。実際、請願警察法が制定された1972年から現在まで請願警察による銃器の誤濫用事例は見当たらない。第3に、今回の警備業法の改正法律案は、警備システムの国際化と専門化に一番大きな焦点を合わせている。今まで国家重要施設の警備システムは人力警備に多くの比重を置いてきた傾向があり、これは効率的な警備業務の遂行に限界がある。したがって、専門警備業者による防護装備の確保と最先端の機械警備システムの構築と運用は不可避な選択肢にならざるを得ない。

反対論者は、以下のような根拠をもって反対した。第1に、国家重要施設を警備するために、必ずしも銃器携帯という極端的な防護手段を採択すべきなのに関する疑問である。これは銃器のような武器を携帯しなくては警備が不可能な国家重要施設は、民間警備員に警備を任せるよりも軍が直接防護することを原則にしている考えである。また、国家重要施設の防護に銃器携帯まで許容しながら、民間警備に委託することが、どの程度警察の経費削減と警備産業の発展に役立つかということである。すなわち、民間警備業者の特殊警備員に銃器使用を許容することと民間警備の専門化及び科学化、そして国家予算削減は実質的に関連性が少ないため、改正案の趣旨を達成することができない。さらに、改正案は銃器の誤濫用を防ぐために、特殊警備員に対する資格要件の強化及び教育と誤濫用者に対する刑事処罰を規定しているが、このような資格要件の強化及び教育基準が提示されている軍と警察にも銃器事故の問題が根本的に解決されていない。また、特殊警備員はあくまでも民間人の身分であるため、制限的なことに止まるとしても民間人の銃器携帯が合法化していく傾向に発展する恐れがある。

このような反対側にたったマスメディアのほとんどは、銃器犯罪が比較的少ない韓国において民間警備員が銃器を携帯することによって引き起こされる様々な社会問題、特に銃器の誤濫用、盗難、組織暴力団への流出、銃器使用犯罪の可能性を憂慮した。また、仁川国際空港の開港に合わせて急いで法改正を行ったのは「予算削減のための便宜主義」であり、慎重に世論の収斂を経るべきだと主張した。

こういった強い反対の中で、請願警察が請け負ってきた国家重要施設の警備を民間業者に任せるという改正案が可決された大きな理由は、2001年3月の仁川国際空港の開港であった。仁川国際空港公社と警察庁は経費削減のため、警備を民間業

者に委託することに決定し、それに伴い警察庁により改正法案が提出された。その背景には、既存の請願警察は専門性が低くかつ費用が高いという批判があった。警備を民間業者に委託することにより、最新機器を用いた専門的な警備を期待することができる上に、30～50%程度の経費削減及び犯罪予防は民間の警備員が担当し、警察は法執行と犯罪対応に重きを置くという「先進諸国と同様の」二元化方式の妥当性も強調された。また、ここで見逃しえない点は、兵役義務という要素である。兵隊は常に銃を携帯しながら銃撃訓練を受けており、銃に対する違和感がない。特殊警備員に武器の携帯・使用权を与えるという発想の背景には、成人男性はいつでも銃が撃てるという信頼感が前提になっている。

■特殊警備員の争議行為の禁止(警備業法、第15条 第3項)

改正された警備業法の第15条は、特殊警備員の義務事項を規定している。職務上の服従義務(第1項)、警備区域からの離脱禁止義務(第2項)、争議行為の禁止義務(第3項)、そして武器の安全使用守則の履行義務(第4項)などがそれである。このような規定は、特殊警備員が国家重要施設警備という重大な任務(単純な秩序維持業務以外に法の執行業務まで)を遂行しており、またそのために武器を所持することができるという点からくる義務事項である。特殊警備員がこのような法的義務を違反した場合には、これに相応する罰則(警備業法、第28条)に適用されて処罰になり、武器を携帯した状態で武器の安全守則を違反して刑法が定めている特定犯罪(刑法、第257条第1項の傷害罪など13個の犯罪)を犯した場合には、加重処罰(警備業法、第29条)になることもある。

第3項の「争議行為の規制」は、当初の改正法案には入っていなかった。この条項が挿入されるようになったのは、次の二つの理由があったからである。

一つ目は、特殊警備員の任務が警察機能であるという点から、国家公務員の集団行為の禁止義務が導入され、二つ目は、類似な任務を遂行している請願警察との公平性を維持するためであった。

■特殊警備員の空港保安検査権と監督(警備業法の附則 第6条)

改正された警備業法は、その附則で「他の法律の改正」の規定を置いて航空法の一部を改正した。第8次の警備業法の改正が仁川国際空港の開港のため、急いで進められたこともあり、警備業法の附則規定によって航空法の一部が改正され、空港での旅客及び手荷物に対する保安検査の主体が警察官から民間人に移るようになった。

改正された航空法、第 61 条 第 5 項と第 6 項を分けて見ると次の通りである。

① 航空法、第 61 条 第 5 項の改正によって、従来空港に派遣された警察官だけが武器とか爆発性または燃素性の高い物の携帯を確認するために、旅客の身体または物を検査することができる、いわゆる「検査権」を持っていたが、本条項の改正によって警察官職務執行法、第 2 条の警察官の職務を行う請願警察と警備業法上の特殊警備員も「検査権」を行使することができるようになった。

② 航空法、第 61 条 第 6 項の改正によって、従来航空運送業者または所有者などは航空機の安全のために、必要な場合請願警察法によって請願警察に航空機の警備を担当させることができたが、法改正によってこれからは請願警察以外に警備業者による特殊警備員にも航空機の警備を担当させることができるようになった。

ア 警備業のライセンスの状況

警備業者について、韓国では許可制をとり、警備業を営もうとする者は、主事務所を管轄する地方警察庁(日本の都道府県警察本部にあたる)の許可を受けなければならない。

警備業の許可申請時、要求される基準

施設など 基準 業務別	警備人力	資本金	施設	装備など
施設警備業 業務	20 人以上	1 億ウォン以上	基準警備人力数以上の人が同時に教育できる教育場	行政自治部令が定める制服及び装具 : 基準警備人力数以上の制服及び装具
護送警備業 業務	武術有段者 5 人以上	1 億ウォン以上	基準警備人力数以上の人が同時に教育できる教育場	・護送用車両: 1 台以上 ・現金護送バック: 1 個以上 ・行政自治部令が定める制服及び装具: 基準警備人力数以上の制服及び装具
身辺保護業 業務	武術有段者 5 人以上	1 億ウォン以上	基準警備人力数以上の人が同時に教育できる教育場	・通信装備 ・行政自治部令が定める装具: 基準警備人力数以上の装具
機械警備業 業務	電子、通信分野の技術資格証所持者 5 人を含めた 10 人以上	1 億ウォン以上	基準警備人力数以上の人が同時に教育できる教育場	・感知装置、送信装置、受信装置及び管制施設 ・出動車両: 出場所別 2 台 ・行政自治部令が定める制服及び装具: 基準警備人力数以上の制服及び装具
特殊警備業 業務	特殊警備員 20 人以上	5 億ウォン以上	基準警備人力数以上の人が同時に教育できる教育場	行政自治部令が定める制服及び装具 : 基準警備人力数以上の制服及び装具

資料: 李 永南「警備指導士・民間警備論」韓国考試会,2002

また、韓国独自の請願警察というのは、機関の長または重要施設・事業場などの経営者が経費を負担することを条件として警察の配置を申請した場合に、その機関・施設または事業場などの警備を担当させるために配置される警察をいう。一般の警察は警察公務員法などの適用を受け、国民全体のために一般的な警察業務を行っている反面、請願警察の場合には請願警察法に基づいて請願主が経費を負担し、その配置された警備区域内で警備の任務を遂行するというのが違いである。ただし、請願警察はその警備区域に限って警察官職務執行法による警察官の職務を制限的に行うことになる。

請願警察と警備業制度の比較

区分	請願警察	民間警備
理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準公共利益 ・ 機関長及び施設主の要求範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人利益 ・ 契約者からの要求範囲内
職務(権限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務する警備区域内では警察官 ・ 職務執行法による職務遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に権限はない ・ 勤務時は、私人の <ul style="list-style-type: none"> ①正当防衛(刑法 21 条) ②緊急避難(刑法 22 条) ③自衛行為(刑法 23 条) 適用
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察教育機関で 2 週間の実務教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、15 時間の新任教育 ・ 特殊警備員の場合は、80 時間の新任教育
身分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間人(18~50 才) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、18 才以上 ・ 特殊警備員の場合は、18 以上~58 才未満
給料水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政自治部長官 ・ 毎年最低賃金告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で調整するが、企業自由
服装・装備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願警察法規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業法規定
管轄区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された公共領域 ・ 施設主から要求された施設物及び地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備の場合は、一定の私的領域、運送警備も可能 ・ 特殊警備の場合は、 <ul style="list-style-type: none"> － 指定された公共領域 － 施設主から要求された施設物及び地域
武器携帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務地域に限って武器携帯可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、武器携帯不可能 ・ 特殊警備員の場合は、武器携帯及び使用可能
損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設主責任(原則的民事責任) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業者責任(民事責任)

資料：李 永南「警備指導士・民間警備論」韓国考試会,2002

イ 警備業者が行う警備業務に関する規制の有無

警備業を営もうとする者は、主事務所を管轄する地方警察庁(日本の都道府県警察本部にあたる)の許可を受けなければならない。しかも、その許可は、警備業の種類に従い個々に受けなければならない。

ウ 警備員に関する資格、要件等

韓国では、一般警備員、特殊警備員の2種類に警備員は分けられている。一般警備員というのは、警備対象施設での盗難・火災、その他の混雑などによる危険発生を防止する任務と警備対象施設に設置されている機械警備業務を行う者をいう。また、特殊警備員というのは、空港(航空機を含む)など大統領令が定めている国家重要施設の警備及び盗難・火災、その他の危険発生を防止する業務に従事する警備員をいう。

警備員について、特に免許はないが、以下のような者は一般警備員になることができない。(警備業法、第10条)

- ・ 18歳未満の者、禁治産者、限定治産者
- ・ 破産宣告を受け、復権されていない者
- ・ 禁固以上の刑を受けて、その執行が終了(執行が終了されたと認める場合を含む)したり、執行が免除された日から5年経っていない者
- ・ 禁固以上の刑が執行猶予宣告を受け、その猶予期間中である者

また、特殊警備員は、以下のような者はなることができない。

- ・ 満18才未満または満58歳以上の者、禁治産者、限定治産者
- ・ 破産宣告を受け、復権されていない者
- ・ 禁固以上の刑が執行猶予宣告を受け、その猶予期間中である者
- ・ 行政自治部令が定める身体条件に満たない者

(2)警備員が使用する護身用具・武器の状況

ア 所持等している護身用具・武器

韓国の場合、警備員が携帯する用具を業界では「装具」と表現している。この装具と武器の種類、使用規制などについては以下の通り。

警備員の装具・武器の種類及び使用制限

区 分	一般警備員	特殊警備員
装具の種類	①基本装具 - 呼子、警棒、ガス噴射機 ②その他の携帯可能な装具 - 銃砲・刀剣・火薬類など取締法による所持許可を受けた電子衝撃機 - 呼子・警棒と類似な機能の警備装具 例) 許容：ベルト、禁止：手錠	一般警備員と同じく適用される
武器(拳銃と小銃)の携帯	武器の携帯不可能	施設主の指示によって武器(拳銃・小銃)の携帯可能
携帯禁止の装具	- デモ鎮圧用の警察装備 - 鉄パイプ、火炎瓶など - ガス発射銃、刀剣などの不法武器 - その他、警備業務に不適切な危険物	一般警備員と同じく適用される
装具と武器の使用規制	携帯可能な装具に関しては特別な規制はなく、必要によって使用するよう教育している	一般装具に関しては、一般警備員と同じく適用されるが、武器(拳銃・小銃)使用に関しては警備業法の第14条と第15条に詳しく明示されている
必要な資格	特別な資格は必要ない	特別な資格は必要ない

資料：警察庁「警備業の法令集」2003

一般警備員や特殊警備員が携帯する装具の種類と使用規制は、議論の争点にはなっていない。今回の警備業法改正における最大争点であった特殊警備員制度及び特殊警備員の武器(拳銃と小銃)所持については警備業法の第14条と第15条に詳しく明示されている。その内容は次の通り。

第14条【特殊警備員の職務及び武器使用など】

- ⑧ 特殊警備員は国家重要施設の警備のために、武器を使用しなくては他の手段がないと認められる場合には、必要な限度内で武器を使用することができる。ただし、次の各号の1に該当する場合を除いては人に被害を与えてはいけない。
1. 武器または爆破物を所持して国家重要施設に侵入した者が特殊警備員から3回以上投棄または投降を要求されたにもかかわらず、これに応じなく、続けて抗拒する場合、これを抑制するために武器を使用しなくては他の手段がないと認められる時
 2. 国家重要施設に侵入した武装スパイが特殊警備員から投降を要求されてもこれに応

じない時

- ④ 特殊警備員の武器携帯、武器種類、その使用基準及び安全検査の基準などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第 15 条【特殊警備員の義務】

- ④ 特殊警備員が武器を携帯して警備業務を遂行する場合には次の各号の 1 に定める武器の安全使用守則を守らなければならない。
1. 特殊警備員は人に向けて拳銃または小銃を発射しようとする場合には、あらかじめ口頭また空砲弾による射撃で相手に警告しなければならない。ただし、次の各目の 1 に該当する場合として、やむ得ない時には警告しないこともありうる。
 - ア. 特殊警備員を急襲したり、他人の生命・身体に対して重大な危険を与えそうな犯行が目前で起きているなど、状況的に警告する時間的余裕がない場合
 - イ. 人質・スパイまたはテロ事件において密かな作戦を遂行する場合
 2. 特殊警備員は武器を使用する場合において、犯罪と関係のない多数の生命・身体に被害を与える恐れがある場合にはこれを使用してはいけぬ。ただし、武器を使用しなくては他人または特殊警備員の生命・身体に対する重大な脅威を阻止することができないと判断した場合には、最小限の範囲内でこれを使用することができる。
 3. 特殊警備員は銃器または爆破物を持って対抗する場合を除いては 14 才未満の者または妊婦に対しては拳銃または小銃を発射しては行けない。

イ 所持等に必要なライセンス

呼子、警棒、ガス噴射機など、所持が認められている用具については、所持に当ってライセンスは不要である。特殊警備員についての、銃もその扱いは同じであり、施設主の指示によって武器(拳銃・小銃)の携帯が可能で、ライセンスは不要である。

ウ 護身用具・武器の使用に当たっての規制・ガイドライン

警備業法の第 14 条と第 15 条に詳しく明示されている。

(3)警備員が使用する警備用機器（保安検査用機器を含む）の状況

ア 使用に必要な資格等

我が国と同様、韓国には警備業の一つとして、機械警備業務がある。機械警備業については、警備業法 8 条で「対応体制」、9 条で「誤警報の防止など」が、定められている。いずれも 2001 年に法改正された際に盛り込まれた。

(4)警備員の権限

ア 警察官と警備員の権限の違い

警備業法にも警備員の義務だけが明示されており、権限に関する言及はない。すなわち、警備員の権限は、一般の国民と何らかわるところはない。警察が持っている権限と比べてみると以下のようなになる。

警察と警備員の権限の違い

	警察	警備員
職務及び権限	社会公共の秩序維持、警察官職務執行法の範囲内で①犯罪予防、捜査、犯人逮捕、②要因警保、対スパイ作戦、③情報収集、分析、④秩序維持など	特別な権限なし 勤務時は、私人の ①正当防衛(刑法 21 条) ②緊急避難(刑法 22 条) ③自衛行為(刑法 23 条) 適用

<参考>

韓国独自の制度である請願警察を民間警備と比較すると、以下のようなになる。

請願警察と警備業制度の比較

区分	請願警察	民間警備
理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準公共利益 ・ 機関長及び施設主の要求範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人利益 ・ 契約者からの要求範囲内
職務(権限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務する警備区域内では警察官 ・ 職務執行法による職務遂行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に権限はない
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察教育機関で2週間の実務教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、15時間の新任教育 ・ 特殊警備員の場合は、80時間の新任教育
身分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間人(18~50才) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、18才以上 ・ 特殊警備員の場合は、18以上~58才未満
給料水準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政自治部長官 ・ 毎年最低賃金告示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で調整するが、企業自由
服装・装備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請願警察法規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業法規定
管轄区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された公共領域 ・ 施設主から要求された施設物及び地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備の場合は、一定の私的領域、運送警備も可能 ・ 特殊警備の場合は、 <ul style="list-style-type: none"> － 指定された公共領域 － 施設主から要求された施設物及び地域
武器携帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務地域に限って武器携帯可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般警備員の場合は、武器携帯不可能 ・ 特殊警備員の場合は、武器携帯及び使用可能
損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設主責任(原則的民事責任) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備業者責任(民事責任)

資料：李 永南「警備指導士-民間警備論」韓国考試会,2002

(5)警備員に対する教育訓練の状況

ア 教育訓練体系

①一般警備員

一般警備員を採用した一般警備業者では、その警備員に一般警備業者の負担で、新任教育をさせる必要がある（警備業法第13条）。また、教育時間は15時間と定められている（大統領令）。ただし、警察公務員法による警察公務員、大統領警護室法による警護員以上の経歴を持っている者を警備員として採用した場合には新任教育をさせなくてもかまわない。

この新任教育は、一般警備員として採用されてから勤務配置される前までに行われなければならない。教育の科目と時間を以下に示す。

さらに、一般警備業者は法規定によって所属の一般警備員に対して、毎月行政自治部令が定める時間以上の職務教育を実施しなければならない。すなわち、一般警備員になった者は、新任教育と職務教育という二つの種類の教育を受けなければならない。また、一般警備業者はこの教育を実施しないと、行政処分までされることになる。

一般警備員の新任教育科目及び時間

区分	科目	教育時間
学術	・警備業関係法	2時間
	・憲法及び刑事法	2時間
実務	・施設防護	2時間
	・不審検問方法	2時間
	・消防	2時間
術科	・基本訓練及び護身術	2時間
予備	・入校・終了及び評価	3時間
計		15時間

資料：ジョ ジョンウ「韓国における民間警備の教育制度に関する研究」東国大学校,2000

一般警備員の教育種類と実施主体

種類	新任教育	職務教育
新任教育		
教育時期	・警備員として採用されてから勤務配置前までの間	・警備員として採用されて勤務している間
教育実施主体	・警察教育機関 ・韓国警備協会 ・韓国警備協会から新任教育の委託を受けた警備業者	・警備業者
教育科目	・法律で定められている	・法律で定められていない
教育時間	・15時間	・毎月4時間
教育履修証	・韓国警備協会が履修証発給 ・警備業者は教育を受けた者の名簿配置	・なし
未実施した場合	・行政処分あり	・行政処分あり

資料: ジョジョンウ「韓国における民間警備の教育制度に関する研究」東国大学校, 2000

②特殊警備員

特殊警備員を採用した特殊警備業者は、法規定によってその特殊警備員に特殊警備業者の負担で警察教育機関や行政自治部令が定める基準に適合する機関あるいは団体で開設した特殊警備員の新任教育（80時間）の過程を履修させなければならない。

特殊警備員の教育機関施設及び講師基準

施設基準	講師基準
<ul style="list-style-type: none"> ・講義室：100人以上を受容することができる講義室1個以上(一人の受容面積が0.5坪以上) ・機械警備の実習室：面積が40坪以上で、感知装置、受信装置、管制施設を揃えた実習室 ・体育館または運動場 ・射撃場 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学以上の教育機関で教育科目の関連学科の専任講師以上(短期大学の場合は助教授以上)の職に1年以上に従事した経歴がある者 ・博士以上の学位所持者として教育科目と関連のある分野で研究実績があるか、修士以上の学位所持者として教育科目と関連のある分野で実務経験が7年以上である者 ・防犯・警備・警護業務を7年以上担当した警察または警察公務員であった者

資料: 李潤根「警備指導士-警備業法」エキスパート出版社, 2002

特殊警備員の新任教育科目及び時間表

区分	科 目	教育時間
精神教育	・精神教育	4 時間
学術教育	・憲法及び刑事法(人権、警備関連犯罪、現行犯逮捕)	4 時間
	・警備業法(請願警察法含む)	8 時間
	・民間警備論	2 時間
実務教育	・機械警備実務	4 時間
	・警察官職務執行法(不審検問含む)	4 時間
	・施設警備(夜間警備含む)	6 時間
	・消防	4 時間
	・情報保護	2 時間
	・保安業務	4 時間
	・防空(化学生物武器防御含む)	6 時間
	・銃器操作	2 時間
	・銃剣術	4 時間
	・射撃	12 時間
	・礼節	2 時間
術科	・逮捕術及び護身術	8 時間
その他	・入校式・終了式・評価その他	4 時間
計		80 時間

資料：李 潤根「警備指導士-警備業法」エクスパート出版社,2002

特殊警備員の教育課程を履修してから、または特殊警備業務を終了してから3年以上の期間、特殊警備業務に従事していなかった者が特殊警備業務を遂行しようとした場合には、法規定による特殊警備員の教育課程を再び履修しなければならない。

そして、特殊警備業者は一般警備業者と同じく、法規定によって所属の特殊警備員に対して毎月6時間(行政自治部令が定める時間以上)の職務教育を実施しなければならない。

③請願警察

請願警察に対する教育は、基本教育と職務教育に分けられている。基本教育は、請願主が請願警察として採用された者に対して警備区域に配置される前に警察教育機関で職務遂行に必要な2週間(76時間)の教育をさせることである。そして、職務教育の場合には、請願警察が勤務している事業場の方に管轄の警察署長が所属の公務員を派遣して毎週2時間の範囲内で職務執行に必要な教育を実施するとともに、請願主が請願警察に対して毎月4時間以上の教育を実施する。

請願警察の基本教育科目及び時間

区 分	科 目	教育時間
精神教育	・精神教育	8 時間
学術教育	・刑事法 ・請願警察法	10 時間 5 時間
実務教育	・警察官の執務・執行法 ・保安、防犯 ・軽犯罪処罰法 ・警備、施設警備 ・消防 ・情報、対共理論 ・不審検問 ・防衛、民防攻 ・化学生物武器防衛 ・基本訓練 ・銃器操作 ・銃剣術 ・射撃	5 時間 3 時間 2 時間 6 時間 4 時間 2 時間 2 時間 3 時間 2 時間 5 時間 2 時間 2 時間 6 時間
術 科	・逮捕術及び護身術	6 時間
その他	・入校・終了・評価	3 時間
計		76 時間

資料: ジョジョンウ「韓国における民間警備の教育制度に関する研究」東国大学校, 2000

④警備指導士

警備指導士は、警備員を指導・監督・教育する責任者であり、1995年の警備業法の改正によって新設された国家資格である。資格証の発行機関は、警察庁長(日本の警察庁長官に該当する)である。警備業者は、200人の警備員に1人の警備指導士を当てるといった採用が義務付けられている。

警備指導士には、「一般警備指導士」と「機械警備指導士」の2種類がある。一般警備指導士は施設警備・護送警備・身辺保護警備・特殊警備の警備員を指導・監督・教育し、機械警備指導士は機械警備の管制員や対処要員を指導・監督・教育する。警備員の職務教育は、この警備指導士が担当する。

警備指導士の筆記試験科目

	1次試験(共通)	2次試験(1科目選択)
一般警備指導士	「法学概論」、「民間警備論」、「警備業法」(請願警察法含む)	「消防学」・「犯罪学」・「警護学」 の中で一つ
機械警備指導士		「機械警備概論」・「機械警備企画設計」 の中で一つ

資料：李 潤根「警備指導士-警備業法」エクスパート出版社,2002

警備指導士は、①警備員を指導・監督・教育に関する計画の樹立・実施、②現場の警備員に対する巡回点検、③警察機関及び消防機関への連絡方法の指導などの任務を有するが、機械警備指導士には、①機械警備業務用機械装置の運用監督、②誤報防止のための機器管理監督の職務が付け加わる。警備指導士資格のモデルはもともと日本の警備員指導教育責任者・機械警備管理者制度で、1995年の警備業法の改正において新たに導入された。

警備指導士資格を取るには筆記試験科目に合格した後、44時間の研修を受けなければならない。

警備指導士の試験は、1997年に初めて実施されて以来、これまで2年ごとに3回行われ、1万人ほどの筆記試験合格者を出している。新設した制度ながら採用が義務になっており、業界の需要に合わせるべく2回目までは多くを選抜したが、3回目からは600人を基準にして選抜しており、合格の難しい試験になりつつある。選抜人数の9割は一般警備指導士であり、残りの1割が機械警備指導士である。

警備指導士の基本教育の内容

区分(教育時間)	科 目		時間
共通教育 (20 時間)	・ 警備業法		4
	・ 請願警察法		2
	・ 法学概論		2
	・ 警備実技(棒術及び護身術)		4
	・ 教育技法		4
	・ 入校式・評価・終了式		4
実習教育 (24 時間)	一般警備指導士	・ 施設警備	5
		・ 護送警備	5
		・ 身辺保護	5
		・ 機械警備概論	2
		・ 一般警備現場実習	7
	機械警備指導士	・ 機械警備運用管理	7
		・ 機械警備企画及び設計	7
		・ 人力警備概論	3
	・ 機械警備現場実習	7	
計			44

資料：李 永南「警備指導士-民間警備論」韓国考試会,2002

(6)警備業と警察の連携の状況

ア 連携の内容

警察と民間警備員との連携は、制度的に整備された上で緊密な関係を持たなければならないが、実質的にはほとんど連携が行われていないのが現状である。

特殊警備員の場合には国家重要施設に配置されるため、現場で警察と接する機会が多い。しかし、情報交換や協力のための連携になっておらず、管理・監督上、警察が警備員に指示しているに過ぎない。

イ 情報交換の有無

警察庁・協会・専門家が集まる「民間警備発展協議会」が設けられているが、1年に1回しか集まっていないため、形式的な協議会に止まっているようである。また、仁川国際空港の場合には、警備と保安に関連している機関(施設主、国家情報院、警察など)の協議会である「保安対策協議会」が事案別に集まるようになっているが、これも警察と警備員との連携までには結びついていないのが現状である。

(7)警備業の治安維持に対する貢献の状況

改正された警備業法では、その附則で「他の法律の改正」の規定を置いて航空法の一部を改正した。空港での旅客及び手貨物に対する保安検査の主体が警察官から民間人に移るようになった。

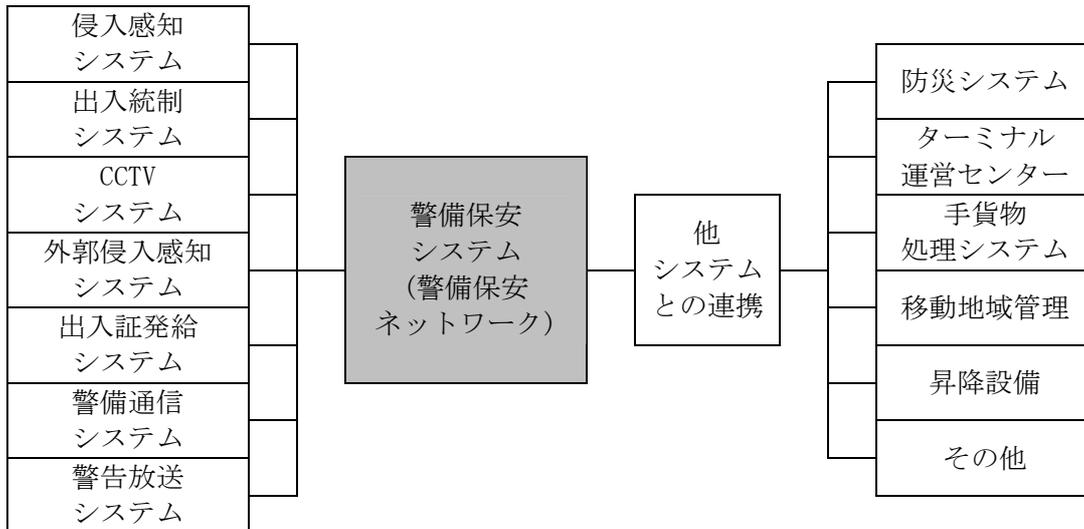
①統合警備保安システム

仁川国際空港の接近管理のための空港防護は、3線という概念による防護責任に分けて実施している。

空港柵の外郭以外の第1地帯は軍が、空港柵の地域と空港の重要施設物である第2、3地帯は施設主である空港公社の責任下で遂行しており、空港公社は専門警備業者である特殊警備業者に委託して運営している。

また、空港防護を効率的に遂行するために、統合警備保安システム(ISS)と Road Blocks、Tyre Killer など多様な警備保安施設物を構築して警備保安の科学化システムと人力警備を相互連携しながら、空港警備体系を構築・運営している。

仁川国際空港の統合警備保安システム構成図



資料：航空振興,崔 鳳善「仁川国際空港の保安体系及び空港テロの防止対策」2002年

特に、警備保安の科学化システムを警備保安センター中心として、電子式の出入証を発給する出入証の発給システムと外郭からの侵入者を感知して警報・措置する外郭侵入者感知システム、CCTVを設置してモニタリング及び録画するCCTVシステム、Card Readerを設置して出入者を確認し、録画・統制する出入統制システム、主要施設及び装備、保護区域などに不法侵入者を感知する侵入感知システム、侵入者が発生した際に、自動的に警告放送が流れるようになっている警告放送システムの保安

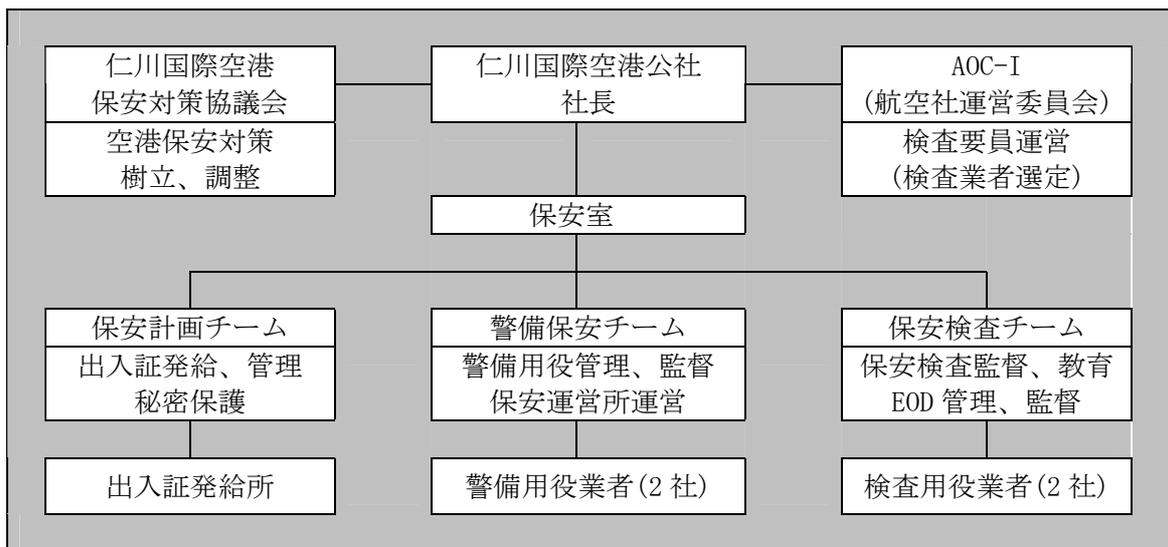
センターがある。そして、警備哨所間のホット・ライン通信である警備通信システムを設置して4ヶ所の警備保安センターで侵入者監視、状況措置、保安要員の統制、関連機関との合同状況室機能などをネットワーク化している。

警備員の運営は、身体条件、年齢、学歴、経歴などを考慮し、身元調査のうえで人選し、特殊警備員の教育を終了した要員を配置・運営している。空港警備の手続きによる教育、訓練をさせてから出入者の統制、検査などの任務を任せており、特に状況措置のための5分待機組、機動打撃隊を軍と警察の特殊部隊出身者で構成して有事時に備えている。

②警備保安の運営組織

仁川国際空港における一般的な保安業務は、空港運営者かつ施設主である仁川国際空港公社の社長の責任下で、保安室の保安計画チーム、警備保安チーム、保安検査チームで遂行している。保安計画チームでは空港保安のプログラム(規定、手続き)作成と出入証発給の管理業務、秘密保護業務、保安関連機関の業務協調などを遂行しており、警備保安チームでは空港防護及び警備計画の樹立と警備業者及び特殊警備員の監督業務を担当している。保安検査チームでは空港保安における検査方針の樹立及び検査要員の教育訓練そして検査要員及び爆発物処理班(EOD:Explosive Ordnance Disposal)の監督任務などを遂行している。

仁川国際空港の警備保安業務体系



資料：航空振興,崔 鳳善,仁川国際空港の保安体系及び空港テロの防止対策,2002年

その他の保安関連機関により出入国審査、税関、治安維持など各機関の固有業務を遂行しており、特に各機関との空港保安業務の調整と空港保安政策及び方針を決めるために、各機関長を委員として仁川国際空港の保安対策協議会を設置している。また、保安対策実務委員会を各機関における保安の実務責任者で構成し、定期的に運営している。

仁川国際空港は、前の金浦国際空港とは違って空港の警備を警察(戦闘警察)ではなく、施設主である仁川国際空港公社の社長の責任下で 特殊警備業者にアウト・ソーシングして運営している。保安検査は AOC-I の責任下で検査業者の検査要員が遂行しており、監督は仁川国際空港公社と警察が二重に遂行している。